

岐阜市総総第393号
平成13年1月26日

岐阜市長
浅野 勇 様

岐阜市情報公開審査会
会長 南谷 信子

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成12年7月7日付け岐阜市民市第56号で諮問された岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当：総務部総務課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が住民票の写しの請求書及びその委任状（以下「本件公文書」という。）について行った一部非公開処分（以下「本件一部非公開処分」という。）は、妥当である。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成12年5月23日付けで実施機関の行った本件一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 実施機関の印鑑証明事務には過失があった。

平成11年6月14日に、岐阜市東部事務所において印鑑と印鑑登録証の紛失を理由とした印鑑登録廃止申請及び新たな印鑑登録申請を受け付け、印鑑登録証を交付しているが、本人の住所地からみて東部事務所でこれらの申請をすることは不自然であると気づくべきであった。

(2) 実施機関は、1年近くも適切な処理をしなかった。

不服申立人は、実施機関に何度も出向いて事情説明を求め、本件公文書等の公開を求めたが、公開できないとの一点張りで1年近くも公文書公開請求ができる旨を教示してくれなかった。

(3) 犯人の判明につながる情報が必要である。

不服申立人は、不正に交付を受けた印鑑登録証や偽造免許証等を利用して携帯電話契約を勝手に締結されたり、クレジットカードを無断使用されたりするなどの被害を被った。そのため、不服申立人は、非常に不安を感じ、現在も自己の財産を保全するために、パスポートを取得したり、定期的に自己の不動産の名義を確認するなど自己防衛に努めているが、犯人が判明するまではこの状況が続くと考えられるので、犯人の判明につながる情報を不服申立人に公開すべきである。

(4) 実施機関は、意図的な情報隠しを行っている。

不服申立人が、警察に不服申立人の住民票の交付を請求した者について聞いたところ、市役所の要請により教えることはできないとの回答であった。

(5) 犯人を保護する必要はない。

不服申立人の住民票の交付を請求した者は、不正に印鑑登録を受け、免許証の偽造をするなどした犯罪者であるから、この者を保護しようとする実施機関の判断は誤っており、仮に代理人とされた者が犯罪に関係ない者であったとし

ても、既に被害を被っている不服申立人の利益の保護を優先させるべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件公文書は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項の規定により住民票の交付を求める際に本市に提出されたものであり、所要の事項が記載され、かつ、本人及び代理人の印鑑が押印されていることから、適式な請求書及びその添付文書として処理されたものである。

(2) 本件公文書において非公開とした情報（以下「非公開部分」という。）は、住民票の写しの交付を請求した不服申立人の代理人の住所及び氏名に関する部分であり、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当する。

また、本件公文書は、犯罪行為に利用された可能性があり、非公開部分を公開すると、自己の情報を悪用された者に迷惑をかけ、その者の私生活の平穏が損なわれるおそれがあると考えられるので、非公開部分は、通常他人に知られたくないと思われ得る情報であると認められる。

したがって、非公開部分は、改正前の岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「旧条例」という。）第6条第1項第3号の規定に該当するものである。

(3) 不服申立人の財産保護は、警察の捜査によって図られるべきものであり、代理人とされた者を犠牲にしてまで本件公文書を公開する必要性は存在しない。

(4) 以上の事実に鑑みれば、本件一部非公開処分は、妥当である。

(5) なお、代理人とされた者の住所地の地方自治体に照会したところ、平成12年8月30日現在当該住所地番に代理人とされた者の住民登録はなかった。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

本件公文書は、住民票の交付請求の際に本市へ提出され、実施機関の職員が職務上取得した文書であるから、改正後の岐阜市情報公開条例（以下「新条例」という。）第2条第1号の公文書に該当する。

2 適用条例

本件公文書は、平成11年6月7日に実施機関の職員が職務上取得し、平成12年4月1日以前から実施機関が保有していたものであるから、平成12年岐阜市条例第3号附則第2項の規定により、本件一部非公開処分の妥当性については、旧条例の規定により判断する。

3 旧条例第6条第1項第3号の該当性

実施機関は、非公開部分が旧条例第6条第1項第3号に該当するとして本件一部非公開処分を行った。そこで、非公開部分が旧条例第6条第1項第3号に該当

するか否かを判断する。

- (1) 非公開部分が旧条例第6条第1項第3号に該当するためには、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され、又は識別され得るものであること、当該情報が通常他人に知られたくないと認められるもの、であることが必要である。
- (2) については、非公開部分の内容が不服申立人の代理人とされた者の氏名及び住所であることから、特定の個人が識別される情報に該当する。しかし、この規定は、個人が存在しないときのように、プライバシー侵害のおそれがない場合にまで非公開とすることを認めているものではない。

本件においては、後述するように、本件公文書が犯罪行為との関係もうかがわれるものであるから、代理人とされた者も架空人である可能性がある。そこで、当該代理人とされた者が実在するか否か検討する。

実施機関の調査によれば、平成12年8月30日現在該当の住所に住居登録はないとのことであったが、住民票の写しの交付請求がなされた平成11年6月7日以降に転居した可能性や住民登録をしていない可能性を否定することができず、この結果から代理人とされた者が実在しないと判断することはできない。また、当審査会は、代理人とされた者の特定に関する情報の開示を岐阜中警察署に依頼したが、捜査上の理由から回答を得ることができなかった。

以上より、当審査会においては、代理人とされた者が架空人であると判断することはできない。

したがって、の要件を満たすと解さざるをえない。

- (3) については、非公開部分は代理人の表示であり、代理契約の内容をなすが、一般に私的自治に委ねられる私人間契約の内容は、通常他人に知られたくないと認められる情報であると考えられる。

しかし、本件においては、本人である不服申立人の代理権授与の意思表示がない以上、代理契約は成立しておらず、委任状は内容虚偽の文書であるという事情がある。そこで、このような場合にも、代理人とされた者に関する情報が、通常他人に知られたくない情報に該当するか検討する。

本件公文書に関しては、本件公文書による請求により不服申立人の住民票が交付された後に、不服申立人の印鑑登録証が不正に取得され、これと不服申立人名義の偽造免許証を利用した携帯電話の契約、クレジットカードの不正使用などの犯罪が行われ、警察が捜査を行っている。しかし、未だ当該代理人とされた者を特定できないことから、同人が事件とどのような関係を有しているのか判断することができない。

このような事情に鑑みると、当審査会としては、代理人とされた者を事件と無関係な者、氏名及び住所を冒用された一般人であるとの前提に立って判断せざるをえない。

思うに、非公開部分を公開することは、代理人とされた者が事件に巻き込ま

れることを意味するが、通常、一般人は事件に巻き込まれることを好まないから、非公開部分は、通常他人に知られたくない情報であると判断される。

したがって、非公開部分は、 の要件を満たすと解さざるをえない。

(4) 以上により、非公開部分は、旧条例第6条第1項第3号に規定する個人情報に該当する。

なお、不服申立人は、代理人とされた者は犯罪者であるから、プライバシーを保護する必要はなく、個人情報に該当しないと主張する。しかし、代理人とされた者は犯罪者と断定することはできず、また、仮に犯罪者であったとしても、プライバシーに関する権利は基本的人権に含まれるものと考えられ、すべての者に保障されるのであるから、不服申立人の主張には理由がないと考える。

4 旧条例第6条第1項第3号八の該当性

不服申立人は、同人の財産に対する危険を回避するため、本件公文書を公開する必要がある旨主張するので、以下検討する。

(1) 旧条例は、当該情報が個人情報に該当する場合でも、プライバシー保護に優先する公開の必要性があるときは、第6条第1項第3号八の規定により公開すべきであるとしている。

(2) 本件公文書が旧条例第6条第1項第3号八の規定に該当するためには、 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であること、 公益上公開することが必要と認められるもの、であることが必要である。

(3) については、本件公文書は、住民基本台帳法第12条第2項の規定により、住民票の写しの交付請求に際して取得した情報であるから、その要件を満たすものである。

(4) については、「公益上公開することが必要」とは、個人情報を公開することにより不特定又は多数の者の利益が保護されることを意味し、単に個人的利益のみの保護を図るだけのものは含まない趣旨である。しかし、個人の生命や財産に急迫かつ明白な危害が加えられることが予見されるため、非公開処分を維持すると不特定又は多数の者の利益である社会正義の実現、社会の財産秩序の維持に著しい支障を生ずることが明らかな場合は、「公益上公開することが必要」と解せられる。

本件においては、確かに、非公開部分は、不服申立人名義の印鑑登録証や偽造免許証を利用して財産が騙取された等の犯罪と密接に関連していると思料される。しかし、不服申立人の主張によれば、1年以上前にクレジットカードを不正に使用されたのを最後に、非公開部分と関連があると思われる犯罪行為が行われた事実はなく、また、本件に係る不正な印鑑登録は既に抹消されており、さらに、印鑑登録証明書の有効期間が一般的には3か月から6か月以内とされていること及び警察において捜査が行われていることを合わせて鑑みれば、今後非公開部分と関連して同人の財産が侵害されるおそれは低いものとする。

したがって、本件においては、公益上公開する必要性は認められないと解する。

(5) 以上により、非公開部分は、旧条例第6条第1項第3号八に該当しない。

5 結論

上記1から4までの理由により、第1のとおり判断する。

6 付言

本件非公開処分に対し、情報公開推進の観点から、実施機関である市長に次のとおり付言する。

不服申立人は公文書公開請求をした平成12年5月8日以前から本件公文書の公開を求めていたが、実施機関は「交付請求書の公開は、住民基本台帳法に規定されていないので公開することはできない」としてすべての公開を拒否していた。しかし、法が公開請求手続を規定していない場合でも、法が一切の公開を拒否する趣旨でない限り、情報公開条例による公開請求は可能である。

市民による一層公正で開かれた市政の実現のために、実施機関は、その保有する情報の公開に必要な助言を市民にすべきであるのに、これを怠ったことにより、不服申立人が1年近くの間公文書公開請求の方法に思い至らず、請求権を行使することができなかつた事態を招来したことを指摘し、情報公開に一層努めることを要望する。

第5 審査会の審査経過等

平成11年	6月7日	実施機関が本件公文書を取得
平成12年	5月8日	公文書公開請求
同年	5月23日	実施機関の一部非公開処分決定
同年	6月27日	不服申立て
同年	7月7日	諮問
	同月17日	実施機関に一部非公開処分に係る陳述書の提出依頼通知
	同月28日	同陳述書提出、受付
同年	8月15日	同陳述書の写しを審査会委員及び不服申立人に送付
	同月18日	不服申立人から意見書提出、受付、実施機関及び審査会委員に送付
	同月23日	実施機関から補正陳述書提出、受付
	同月25日	補正陳述書を審査会委員及び不服申立人に送付
	同月29日	審査会開催。実施機関及び不服申立人から意見聴取
同年	9月18日	実施機関から陳述書(2)提出、受付
	同月21日	陳述書(2)を審査会委員に送付

同月 29日	陳述書(2)を不服申立人に送付
同年 10月 3日	不服申立人から意見書(2)提出、受付
同月 12日	意見書(2)を審査会委員及び実施機関に送付
同月 19日	審査会開催。実施機関から意見聴取
同年 11月 24日	岐阜中警察署に参考人招致を依頼
同月 27日	岐阜中警察署から参考人招致依頼の回答提出、受付
同年 12月 1日	審査会開催。実施機関及び不服申立人から意見聴取
平成 13年 1月 26日	答申